



中央委員資料の紹介について

下記は令和3年度中央委員に対して配布した資料の一部です。この資料は有識者の方々のお力を得て全弓連が事業を進める上で基本となる考え方をまとめたものです。

会員の皆様もこの内容を踏まえて弓道の修練に励んでいただくとともに、地方委員資格取得・更新希望者の皆様には課題レポートの参考資料としていただければと存じます。

全日本弓道連盟

●令和3年度中央委員の皆様へ

公益財団法人全日本弓道連盟 会長 増田規一郎
弓道運営委員会 委員長 佐竹万里子
基本計画部会 部会長 岡崎 廣志

今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、例年のような講習会を行うことが出来ません。その代わりとして、配布資料を基に、皆さまご自身で学んでいただくことになりました。

今回の資料は、「弓道について」、「公益法人について」、「矢羽問題について」のテーマで、有識者の方々のお力を得て、全弓連が令和3年度の事業を進める上で基本となる考え方を簡単にまとめました。本メッセージは、来年度に、全日本弓道連盟から中央委員として審査委員や講師をお願いするにあたり、その心構えの一助にさせていただきたく思います。当然ながら、ここに記載していることが全てではありません。これらを元に、皆様自身の学びを、より深めていただくことをお願いいたします。

ここ数年、全日本弓道連盟は、違法な矢羽に関連する問題への対応に追われました。しかしなが

ら、調査委員会による調査や、関係者への対応など、この問題については一つの区切りを迎えようとしています。これからは、鳥類の羽根を使用する団体として、環境保護・自然保護の観点から、新たな歩みを進めていきましょう。

新型コロナウイルス感染症は、全国的に減少傾向にあった一時期に比べ、感染者数の増加が懸念される状況も認められ、まだ油断は出来ません。主管地連には対策をお願いしておりますが、中央委員の皆様もガイドラインをよくご確認ください、対策が不十分な場合等がございましたら、ご指導をお願いいたします。

中央委員の皆様には、遠方への出向や、長時間の審査・講習会など、ご苦勞をおかけすることになりますので、心より感謝申し上げますとともに、くれぐれもご自愛くださいますよう、お願い申し上げます。

●弓道について

弓道は、武道の一つとして行われています。武道とは、「心技体を一体として鍛え、人格を磨き、道徳心を高め、礼節を尊重する態度を養う、国家、社会の平和と繁栄に寄与する人間形成の道」のことです。これは、柔道や剣道などの、他の武道種目と共通して有する理念です。それでは、武道としての弓道が有する、固有の特性とは何でしょうか。

弓道は、武道の中で、唯一、人と対峙しません。すなわち、対人形式をとらず、自己完結性を有するため、その評価が他者との相対評価ではなく、自分の行為の善悪・良否を絶対評価しようとするものが挙げられます。射を行う上では、優れた体格や先天的な運動能力を持っていても、理に適っ

た射法・射技と、その裏付けとなる心気の働きがなければ目的を達することが出来ません。そのため、弓道では、心・技・体の一致や中庸が、特に大切であることが説かれてきました。自分の段位・称号に甘んじて、横暴な態度を取るなど、自身を律することができなければ、それらは全て心の隙となり、射として現れてくるものです。指導者の射の乱れは、周囲に多大な影響を与えることになります。

中央委員として、先人たちが営々と伝えてきた弓道の伝統を、後世の人に伝えていく責務があると同時に、時代の流れと共に、新たな知見を積み重ねていかなければなりません。そこで、『弓道教本』制定時の要旨を、もう一度読み返していただきたいと考えています。『弓道教本』の要旨というものは、「弓道の大綱を作ると共に、これが一種の規範となり、法典となりうる性質のものとする。古流古法を無視するものではなく、これはそれとしての特徴を充分発揮できるよう、その伝統を生かしつつ、會古通今の実を上げること。統一を避けて一流一派に拘泥することなく、連盟の新しい方向づけを作るものである。現代弓道人の修練の資料、基準、指針となるものを提供する企画のもとに想を練ること。」となっています。『弓道教本』の内容は、こうでなくてはならないと押し付けるものではありません。指導を行う際に、『弓道教本』を大事にして教えていただきたいと考えていますが、指導的な立場の方々には、その先をもっと研鑽していただきたい。

そして、指導にあたっては、教本に基づいて指導してください。副読本等は参考書として活用してください。

今日、弓道は大衆化し、娯楽として楽しんでいる人、健康のために愛好している人も多くいます。これらの方々に、自身の考えを強要したりするのではなく、それぞれの場に応じた多様性を享受した弓道があるはずで、それこそ、弓道人口の層も厚くなり、ピラミッドの底辺が広がれば基盤は強固になり、頂点は高くなっていきます。頂点の方には、絶えず弓道の真髄を追求し、専門的に研究する人たちがいなければなりません。中央委員は、この頂点に立つ者として、弓道の良い伝統を堅持し、その特徴、使命を伝承していく役割を果たしていかなければなりません。

伝統の長いものには、それ相当の意義があり、文化的な価値があります。しかし、これが現在に生きるためには、生きるだけの創意工夫がなければならず、時代の感覚を持たないものは時代から遊離し、やがては衰微していくものです。弓道も、時代の感覚を取り入れながら、新しい生命を吹き込んでいく必要があります。

中央委員として、真摯に弓に向き合う姿を示すことが、後進の人たちへの強いメッセージとなることと思います。

●公益法人について

全日本弓道連盟（以下全弓連）は、平成23年11月に公益の増進を図ることを目的として活動する、公益認定法に基づき認可された公益法人として新たなスタートをしました。

全弓連としては、コンプライアンス、ガバナンス、公正性、公平性、透明性などの言葉自体が重要なのではなく、その意味をしっかりと理解し、公益法人としての全弓連の活動とは何か、その指導者のあるべき姿はどういうものかという共通理解、共通認識を持つことが必要です。そして、時代変化に応じた、社会的視野や長期的視野に立った、公益性を高める問題意識を持つことも重要といえます。

すなわち、全弓連の活動は、弓道修練を積み重ねていけば、それで公益活動に資するというものではありません。それでは、一般法人であったとしても同じことであり、公益法人としての社会的責任をどのように考えるのかということに関しては不十分です。

公益法人は、公共社会の利益を追求することの目的として、公益に寄与する、という活動を期待して特別に認可された団体です。その公益事業(審査・大会・講習会など)は全てが、社会的に公正、公平、透明と理解される活動を行う責任と使命があります。

公益法人としての公益事業は個人の利益となることや特定の人を遇することを行ってはなりません。公正、公平の観点から、利害関係者があったり、利益相反となる行為については特に注意して行わなければなりません。これは、組織の仕組みとして整えることが必要です。

また、広く一般の人々に対して活動内容を公開して、社会一般からの理解を得ることが必要です。これは、弓道人および会員間の理解のみではなく、社会の一員として理解され、共感や納得を得られるように努力しなければなりません。

これらの実現のために、公益法人としては、お互いの考え方の違いを理解して認め合う、多様性の実現が必要であり、今の時代には最も必要な価値観であります。

公益法人の構成員は、各人がこれらの点をしっかりと認識し、公益という社会的存在としての社会貢献を強く意識して活動しなくてはなりません。

特に、全弓連が、公益法人として、称号制度を基に弓道指導者の認定を行うことは、一般法人の時代とは異なり、特別に重い意味があります。

すなわち、公益法人である全弓連の中央委員は、弓道の技能・知見の高さや、我が国の伝統文化である弓道の高い文化性を維持・継承しつつ普及・発展を意識することだけでなく、公益に寄与する観点から、高い倫理観のもと、人間としての社会的道義の認識を持つことを自覚しなければなりません。

●矢羽問題について

この度発生した矢羽問題は、平成24年の通知に始まり、準則の制定など様々な対応をしてまいりました。

矢羽問題を考える上では、単なる自然環境保護という一般論が重要ではありません。伝統文化としての弓道の矢に鳥類の羽根を使用してきたことに携わる者の一人として、この問題を自分の問題として、真摯に受け止め向き合う姿勢と、今後を考えることが重要といえます。

全弓連は、社会的な役割を自覚し、これに相応しい責任ある活動をすることが社会から求められている公的な存在です。また、弓道に関する我が国で唯一の中央競技団体であり、日本社会ひいては国際社会の一員として、責任ある活動が求められている団体でもあります。

現在、自然保護や環境保護、希少な野生動物の保護といった要請は、国際的にも社会的にも、ますますその重要性を増している、非常に公益性の

高い事柄です。全弓連は、その社会的責任・国際的責任を果たすべく、このことを今まで以上に強く認識して活動することが求められます。

特に指導者は法律を順守すること以前に、社会的に高い倫理観をもつ心構えと姿勢が必要であり、それを後進に指導できるものでなくてはなりません。

このような社会的責任・国際的責任の大きさを考えれば、全弓連としては、伝統文化の継承について、特に、その一つでもある鳥類の羽根を用いた矢の使用については、あくまでも自然保護や環境保護を第一に考えるという立場を大原則に据えて、法令を順守することはもちろん、国際的な視野に立ち関係官庁や自然保護団体等とも、協力的な関係をもって活動していくことが必要不可欠です。このような観点から、現在全弓連は、法令以上の規制をかけた準則を制定しております。こういった取り組みが、弓道が社会から理解される一助となり、結果として伝統文化の継承に繋がっていくことをご理解ください。

弓道界の指導者は、このような全弓連の責任や、今後のあるべき姿をしっかりと理解した上で、これを、単なる一般論ではなく、自分自身の問題と捉え、後進の審査や指導にあたる際にも、自然保護や国際協調を十分に意識した責任感ある行動や言動を心掛けることが求められているといえます。

中央委員の皆様は、上記のような全弓連の方針をご理解いただきたく、会報第7号や月刊『弓道』令和3年2月号の特集記事を、改めてご一読されるようお願いいたします。

★会報の閲覧は、下記 URL にてメールアドレス・お名前・会員IDを登録（無料）していただくと、会員専用閲覧ページでご覧いただくことができます。新規会報掲載のたびにメールマガジンにてお知らせ致しますのでご登録ください。

https://www.kyudo.jp/member_materials/kaihou_mail.html

右記 QR コードからも、アクセスしてご登録いただくことができますのでご利用ください。

